

# 所得税や市民税・県民税の障害者控除のための 障害者(特別障害者)に準ずる認定について

## 制度について

介護保険の要介護等の認定を受けておられる65歳以上の方のうち、寝たきりの方、認知症の方、日常的に排泄や更衣の介助が必要な方などは、障害者に準ずる者として、福祉事務所長から障害者控除対象者の認定を受けられる場合があります。

認定書の交付を受けた方は、所得税等の所得控除(障害者控除)の対象となります

障害者控除対象者の認定を受けた方は、所得税や市・県民税の所得控除の対象となります。(控除額は、下記の図をご参照ください)

	所得税における 控除額	市・県民税における 控除額
本人、同一生計配偶者、扶養親族が 障害者の場合 一人につき	27万円	26万円
本人、同一生計配偶者、扶養親族が 特別障害者の場合 一人につき	40万円	30万円

## 対象者について

次の全ての要件を満たす方に認定書を交付します

- ① 神戸市介護保険の要介護等認定を受けている65歳以上の方
- ② 要介護認定調査情報と心身状況・生活状況により、障害者に準ずる者として、福祉事務所長が認めた方

\* 要介護等認定者が一律に障害者控除の対象者となるわけでは、ありません。

\* 要介護認定調査情報は、(障害者控除対象者認定の)認定対象年の12月31日を有効期間に含む要介護認定の調査票を確認します。

## 障害者控除対象者認定書の申請の手続きについて

● お住まいの区の「区役所・支所 保健福祉課」で対象者の要件に該当するご本人、またはご本人を扶養しているご家族の方の申請により手続きができます。

● 手続きには下表に記載された書類等が必要です。

必要なもの	備考
申請書	申請用紙は区役所・支所にあります
(対象者の)介護保険被保険者証や認定結果	
申請者の本人確認書類(健康保険証等)	申請者と対象者が異なる場合必要です

## 障害者控除対象者認定書の申請はお住まいの区の区役所・支所で受け付けています

名称	所在地	電話番号(代表)
東灘区役所保健福祉部 保健福祉課	東灘区住吉東町5-2-1	841-4131(代)
灘区役所保健福祉部 保健福祉課	灘区桜口町4-2-1	843-7001(代)
中央区役所保健福祉部 保健福祉課	中央区東町115	335-7511(代)
兵庫区役所保健福祉部 保健福祉課	兵庫区荒田町1-21-1	511-2111(代)
北区役所保健福祉部 保健福祉課	北区鈴蘭台北町1-9-1	593-1111(代)
北神区役所保健福祉課 保健福祉課	北区藤原台中町1-2-1	981-5377(代)
長田区役所保健福祉部 保健福祉課	長田区北町3-4-3	579-2311(代)
須磨区役所保健福祉部 保健福祉課	須磨区大黒町4-1-1	731-4341(代)
北須磨支所保健福祉課 保健福祉課	須磨区中落合2-2-5	793-1313(代)
垂水区役所保健福祉部 保健福祉課	垂水区日向1-5-1	708-5151(代)
西区役所保健福祉部 保健福祉課	西区靴台5-4-1	940-9501(代)

発行：神戸市福祉局介護保険課